

資料編

- 介護保険料の設定
- 糸島市高齢者保健・福祉事業運営協議会設置規則
- 諮問書
- 答申書
- 糸島市高齢者保健・福祉事業運営協議会委員名簿
- 糸島市高齢者保健・福祉事業運営協議会の審議経過
- 糸島市の日常生活圏域
- 地域包括ケアシステムの体系
- 介護保険サービス一覧
- 用語解説（五十音順）

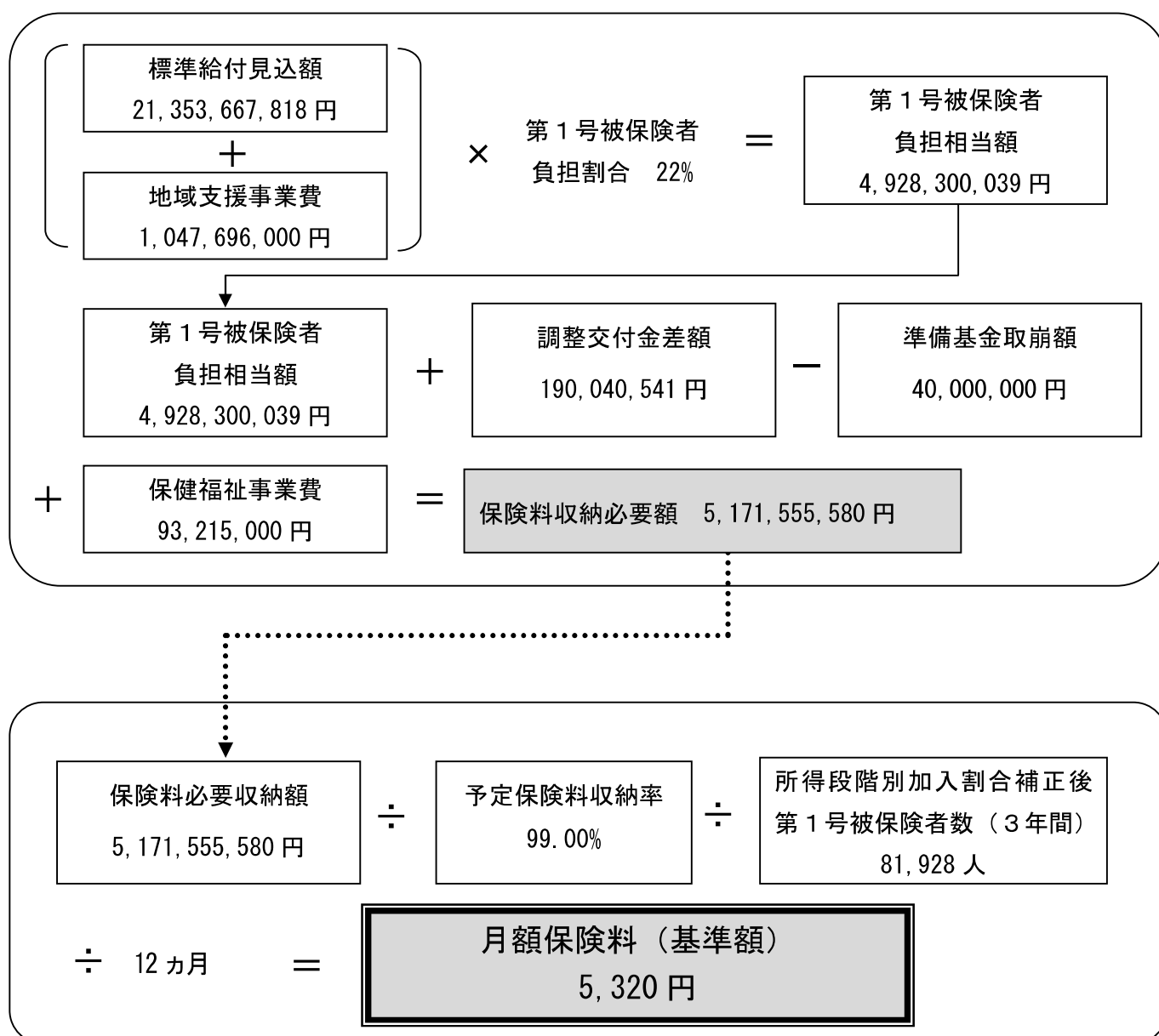
■ 介護保険料の設定

○ 第1号被保険者の保険料基準額（月額）の算出手順

第1号被保険者負担割合は、高齢化の進行状況が勘案され、22%となっています。（74 頁参照）

負担割合を乗じて算出した第1号被保険者負担分相当額に、調整交付金等の必要経費を加減して、保険料収納必要額を算出します。

保険料収納必要額をもとに、平成27～29年度の第1号被保険者介護保険料基準月額を算出すると、5,320円になります。



○ 所得段階別の保険料及び基準額に対する割合

第6期計画期間においては、国の標準段階が9段階に見直され、第1～第3段階の低所得者に対して公費負担を導入する軽減措置が取り入れられたことを踏まえ、本市では12段階で設定を行います。

第6期保険料基準額 月額 5,320 円 基準額年額 63,840 円

課税状況	所得段階	対象者	基準額に対する割合	保険料年額 (月額)	
非課税世帯	第1段階	老齢福祉年金受給かつ市民税世帯非課税者、生活保護受給者、市民税世帯非課税者で課税年金収入額＋合計所得金額が80万円以下の者	0.50	31,920円 (2,660円)	
	第2段階	市民税世帯非課税者で課税年金収入額＋合計所得金額が120万円以下	0.68	43,410円 (3,617円)	
	第3段階	市民税世帯非課税者で上記以外の者	0.75	47,880円 (3,990円)	
課税世帯	本人非課税	第4段階	本人が市民税非課税（世帯に課税者がいる）で、課税年金収入額＋合計所得金額が80万円以下	0.90	57,450円 (4,787円)
		第5段階	本人が市民税非課税（世帯に課税者がいる）で上記以外の者	1.00	63,840円 (5,320円)
	本人課税	第6段階	本人が市民税課税者で合計所得金額が125万円未満	1.16	74,050円 (6,170円)
		第7段階	本人が市民税課税者で合計所得金額が125万円以上200万円未満	1.33	84,900円 (7,075円)
		第8段階	本人が市民税課税者で合計所得金額が200万円以上300万円未満	1.65	105,330円 (8,777円)
		第9段階	本人が市民税課税者で合計所得金額が300万円以上400万円未満	1.95	124,480円 (10,373円)
		第10段階	本人が市民税課税者で合計所得金額が400万円以上600万円未満	2.00	127,680円 (10,640円)
		第11段階	本人が市民税課税者で合計所得金額が600万円以上800万円未満	2.25	143,640円 (11,970円)
		第12段階	本人が市民税課税者で合計所得金額が800万円以上	2.30	146,830円 (12,235円)

糸島市高齢者保健・福祉事業運営協議会設置規則

(平成 22 年糸島市規則第 95 号)

(趣旨)

第 1 条 この規則は、糸島市附属機関の設置に関する条例(平成22年糸島市条例第16号)第3条の規定に基づき、糸島市高齢者保健・福祉事業運営協議会(以下「協議会」という。)の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(所掌事務)

第 2 条 協議会は、市長の諮問に応じ、次に掲げる事項について、調査、研究、審議等を行い、意見を述べる。

- (1) 健康増進法(平成14年法律第103号)の規定に基づく高齢者保健計画の策定及び当該事業の運営に関すること。
- (2) 老人福祉法(昭和38年法律第133号)の規定に基づく高齢者福祉計画の策定及び当該事業の運営に関すること。
- (3) 介護保険法(平成9年法律第123号)の規定に基づく介護保険事業計画の策定及び当該事業の運営に関すること。

2 協議会は、地域包括支援センター(以下「センター」という。)の公正及び中立性の確保並びに円滑かつ適正な運営を図るため、次に掲げる事項について、協議、評価等を行う。

- (1) センターの設置等に関する事項の承認に関すること。
- (2) センターの運営に関すること。
- (3) センターの職員の確保に関すること。
- (4) 地域包括ケアに関すること。

3 協議会は、地域密着型サービス(以下「サービス」という。)の適正な運営を図るため、次に掲げる事項について、協議等を行う。

- (1) サービスの指定に関すること。
- (2) サービスの指定基準及び介護報酬の設定に関すること。
- (3) その他サービスの適正な運営の確保に関すること。

(組織)

第 3 条 協議会は、委員15人以内をもって組織し、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 介護保険の被保険者を代表する者
- (2) 指定介護サービス事業者を代表する者
- (3) 公益を代表する者

(任期)

第 4 条 委員の任期は、2年とする。ただし、任期中であっても、その委嘱されたときの職を離れたときは、委員の職を失うものとする。

2 欠員が生じた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第5条 協議会に会長及び副会長それぞれ1人を置き、委員の互選によってこれを定める。

2 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 協議会の会議は、会長が招集し、その議長となる。

2 協議会の会議は、委員の半数以上が出席しなければ、これを開くことができない。

3 協議会の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 協議会において必要と認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求め、その説明又は意見を聴くことができる。

(部会)

第7条 協議会に、特定の事項を調査、研究及び審議させるため、必要に応じて部会を置くことができる。

2 部会は、会長が指名する委員をもって組織する。

3 部会に、部会長及び副部会長それぞれ1人を置き、部会の委員の互選によってこれを定める。

(庶務)

第8条 協議会の庶務は、健康増進部介護保険課において処理する。

(補則)

第9条 この規則に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成22年1月1日から施行する。

(任期の特例)

2 この規則の施行の日以後最初に委嘱された協議会の委員の任期は、第4条第1項本文の規定にかかわらず、平成24年3月31日までとする。

諮 問 書

26 系 介 第 296 号

平成 26 年 7 月 31 日

糸島市高齢者保健・福祉事業運営協議会
会 長 高 野 和 良 殿

糸島市長 月 形 祐 二

糸島市高齢者保健福祉計画・第 6 期介護保険事業計画の策定等について（諮問）

糸島市高齢者保健・福祉事業運営協議会設置規則（平成 22 年糸島市規則第 95 号）第 2 条第 1 項の規定に基づき、下記のことについて、理由を付して諮問します。

記

1. 諮問事項

- (1) 糸島市高齢者保健福祉計画・第 6 期介護保険事業計画の策定について
- (2) 糸島市における地域包括ケアシステムについて

2. 理由

糸島市において高齢者保健福祉施策を総合的に推進するため、老人福祉法（昭和 38 年法律第 133 号）第 20 条の 8 の規定及び介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）第 117 条の規定に基づき、高齢者保健福祉計画及び平成 27 年度から 29 年度までの 3 年間を計画期間とする第 6 期介護保険事業計画を一体的に策定する必要があるため。

また、第 6 期介護保険事業計画の最重要施策となる地域包括ケアシステムを構築する必要があるため。

答 申 書

平成26年10月17日

糸島市長 月 形 祐 二 殿

糸島市高齢者保健・福祉事業運営協議会
会 長 高 野 和 良

糸島市における地域包括ケアシステムについて（答申）

平成26年7月31日付け26糸介第296号で諮問のあった標題のことについて、下記のとおり答申をします。

記

1. 諮問事項の審議にあたって

本運営協議会では、「糸島市高齢者保健福祉計画・第5期介護保険事業計画」の実施状況や現状の課題などを踏まえ、次期「糸島市高齢者保健福祉計画・第6期介護保険事業計画」策定に向けて、平成26年7月から3回にわたり協議会を開催してきました。この中で今回策定する事業計画の骨格となる「地域包括ケアシステム」について、集中的に審議を行い、本運営協議会としての意見がまとまりました。

2. 審議結果

諮問を受けた「糸島市における地域包括ケアシステムについて」は、別添のとおり修正案を報告します。

3. 附帯意見等

- (1) 地域包括ケアシステムについては、市民の理解が重要であるので、市民への周知、啓発を十分に行うこと。
- (2) 市は、各地域包括支援センターの運営について、公正、公平性が確保されるように、受託者の指導監督を徹底すること。
- (3) 行政区やシニアクラブ等の団体や機関との連携を図ると共に、地域等に過度の負担がかからないよう留意すること。
- (4) 地域で高齢者等を支えるボランティア、NPO等の育成に力をいれること。

答 申 書

平成27年2月5日

糸島市長 月形祐二 殿

糸島市高齢者保健・福祉事業運営協議会
会長 高野和良

糸島市高齢者保健福祉計画・第6期介護保険事業計画の策定について（答申）

平成26年7月31日付け26糸介第296号で諮問のあった「糸島市高齢者保健福祉計画・第6期介護保険事業計画策定等」について、審議を行いましたので答申します。

記

1. 諮問事項の審議にあたって

本運営協議会では、平成24年3月に策定された「糸島市高齢者保健福祉計画・第5期介護保険事業計画」の実施状況や現状の課題などを踏まえ、次期「糸島市高齢者保健福祉計画・第6期介護保険事業計画」の策定に向けて、平成26年7月から8回の協議会を開催してきました。次期計画の骨格となる「地域包括ケアシステム」については、平成26年10月17日に中間答申を行ったところです。

その後、次期計画全般について、今回の介護保険制度の大幅な改正を考慮し、又団塊の世代が75歳となる2025年（平成37年）を見据え、各施策のあり方について、集中的に調査・審議を行い、本運営協議会としての意見がまとまりました。併せて、第6期の介護保険料についても、慎重に調査・審議を進め、本運営協議会として、保険料額の確定を行いました。

2. 審議結果

- (1) 別添「糸島市高齢者保健福祉計画・第6期介護保険事業計画（案）」については、適正なものであると認める。
- (2) 別紙「第6期介護保険料（案）」については、適正なものであると認める。

3. 附帯意見等

- (1) 「糸島市高齢者保健福祉計画・第6期介護保険事業計画」について、市民に対してわかりやすく説明するとともに、広く周知を図っていただきたい。
- (2) 市は、地域包括ケアシステムの確実な機能化に向け、先導的に関係施策を押し進めていただきたい。
- (3) 市民の役割として、ひとり一人が健康に関心を持ち、健康づくり、介護予防対策に取り組むよう、市は、市民啓発や健康づくり支援等を行っていただきたい。
- (4) 市は、介護を担う人材の確保・育成について、国・県の補助金等も活用して積極的に取り組んでいただきたい。

糸島市高齢者保健・福祉事業運営協議会委員名簿

区 分	委 員 名	所 属 等
被保険者代表	こんどう ゆきお 近藤 征生	糸島市シニアクラブ連合会 事務局長
	しもむら じゅんこ 下村 順子	一 般 公 募
	たなか あきお 田中 明生	糸島市身体障害者福祉協会 会長
	はたえ たけひこ 波多江 豪彦	糸島市民生委員・児童委員協議会 副会長
	はやし むねはる 林 宗治	一 般 公 募
事業者代表	くろき かずひろ 黒木 一宏	特別養護老人ホーム志摩園 福祉部長
	あいはら たかこ 合原 嵩子	福 吉 病 院 事 務 長
	はたえ やすたか 波多江 康 剛	志摩老健センターパキス 理事長 【任期】平成27年1月13日まで
	くぼ ひろかず 久保 宏和	志摩老健センターパキス 事務長 【任期】平成27年1月22日から
	はらかわ こういち 原川 浩一	まえばる老健センター 事務長
	ひらた なおゆき 平田 直之	特別養護老人ホーム富の里 施設長
公益代表	○ あだち むねひさ 足立 宗久	糸 島 歯 科 医 師 会 代 表
	すえざき とおる 末崎 亨	糸 島 市 社 会 福 祉 協 議 会 会 長
	◎ たかの かずよし 高野 和良	九州大学人間環境学研究院 教授
	はしもと けんぞう 橋本 憲三	糸 島 医 師 会 代 表
	みやざき ちかし 宮崎 親	福岡県糸島保健福祉事務所 所長

◎会長 高野 和良

○副会長 足立 宗久

※任期 平成26年4月1日から平成28年3月31日

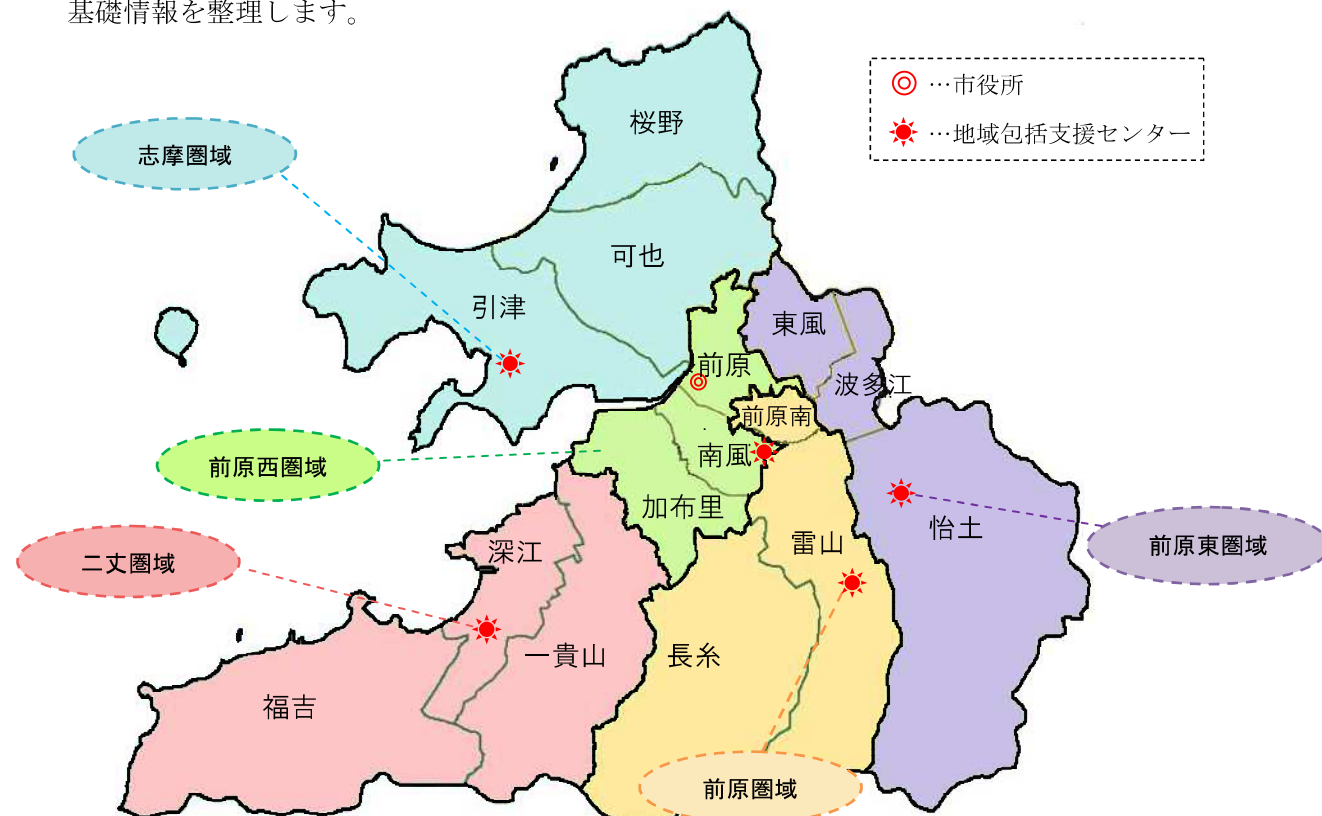
糸島市高齢者保健・福祉事業運営協議会の審議経過

開催日		審議内容
第1回	平成26年 7月31日(木)	・糸島市高齢者保健福祉計画・第6期介護保険事業計画の策定及び糸島市における地域包括ケアシステムについて(諮問)
第2回	平成26年 8月28日(木)	・日常生活圏域ニーズ調査結果について ・糸島市高齢者保健福祉計画・第5期介護保険事業計画の実施状況について ・平成25年度糸島市地域包括支援センターの事業報告について ・糸島市高齢者保健福祉計画・第6期介護保険事業計画の策定方針及び構成について ・地域包括ケアシステムの構築について
第3回	平成26年 10月2日(木)	・地域包括ケアシステムの構築について ・地域包括ケアシステムに係る中間答申(案)について
平成26年 10月17日(金)		・地域包括ケアシステムに係る中間答申
第4回	平成26年 10月30日(木)	・糸島市高齢者保健福祉計画・第6期介護保険事業計画(案)について第1部総論及び第2部各論(第2章、第3章)
第5回	平成26年 11月20日(木)	・糸島市高齢者保健福祉計画・第6期介護保険事業計画(案)について第2部各論(第4章、第5章)
第6回	平成26年 12月9日(火)	・糸島市高齢者保健福祉計画・第6期介護保険事業計画(案)について第2部各論(第6章、パブリックコメントの実施について)
第7回	平成27年 1月22日(木)	・パブリックコメントの結果報告について ・糸島市高齢者保健福祉計画・第6期介護保険事業計画(案)について ・糸島市地域包括支援センターの運営方針(案)について
第8回	平成27年 2月5日(木)	・糸島市高齢者保健福祉計画・第6期介護保険事業計画の答申(案)について
平成27年2月5日(木)		・糸島市高齢者保健福祉計画・第6期介護保険事業計画の最終答申

糸島市の日常生活圏域

本市では、5つの地域包括支援センターを中核として、地域住民の保健医療の向上及び福祉の増進を包括的に行い、多職種連携による専門的支援と生活支援・介護予防の一体的な支援と地域包括ケアシステムの構築を推進します。

そのため、市民や関係者等が自らの地域にある資源を把握するため、日常生活圏域ごとに基礎情報を整理します。



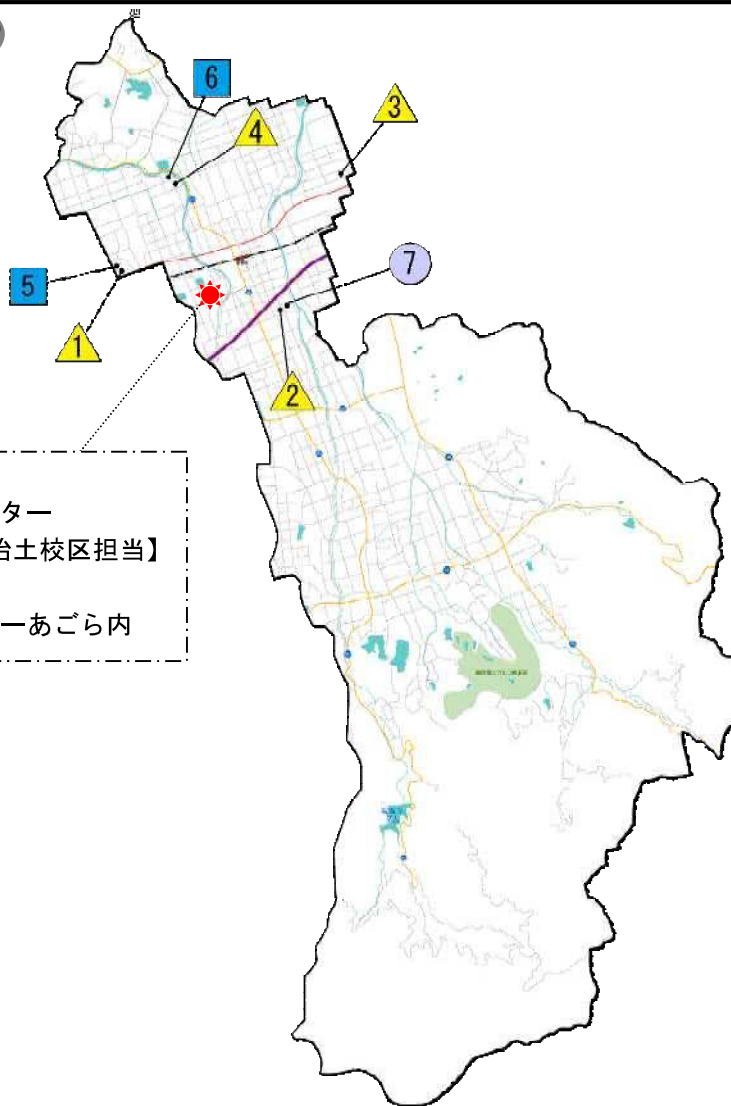
【市全体の基礎情報】

総人口		99,982 人	サービス区分		設置数
高齢者人口		25,243 人	介護老人福祉施設		4 カ所
高齢化率		25.2%	介護老人保健施設		7 カ所
世帯数	総世帯数	38,633 世帯	介護療養型医療施設		3 カ所
	高齢者のいる世帯数	17,313 世帯	特定施設入居者生活介護		1 カ所
	高齢者単身世帯	4,830 世帯	認知症対応型共同生活介護		7 カ所
	高齢者夫婦世帯	5,050 世帯	地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護		2 カ所
	その他の世帯	7,433 世帯	地域密着型特定施設入居者生活介護		1 カ所
認定者	3,901 人 (15.5%)		養護老人ホーム		1 カ所
	要支援認定者	1,280 人	軽費老人ホーム		2 カ所
	要介護認定者	2,621 人	高齢者生活支援ハウス		1 カ所
民生委員・児童委員		163 人	ふれあい生き生きサロンの設置数		118 カ所
地域包括支援センター		5 カ所	地域見守り事業者数		55 事業所

※総人口、高齢者人口（率）、認定者数は平成 26 年 9 月末 ※世帯数は平成 26 年 3 月末

※施設設置数は、平成 27 年 1 月末時点

前原東



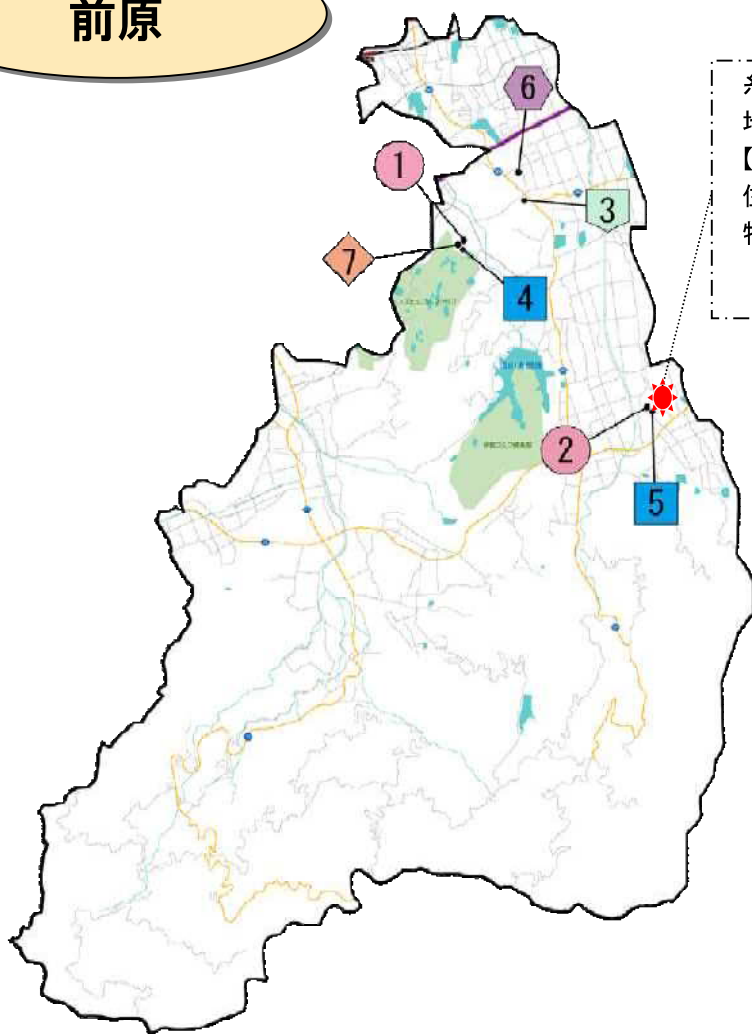
糸島市前原東
 地域包括支援センター
 【波多江・東風・怡土校区担当】
 住所：潤 1-22-1
 市健康福祉センターあごら内

圏域構成	小学校区	総人口	高齢者数	高齢化率
	波多江	12,432 人	2,679 人	21.5%
	東風	8,190 人	1,545 人	18.9%
	怡土	7,377 人	2,256 人	30.6%
	合計	2,7999 人	6,480 人	23.1%

圏域内の主な居住施設			
サービス区分	事業所	住所	
①	介護老人保健施設 おおた	浦志二丁目 21 番 21 号	
②	介護老人保健施設 ケアプラザ伊都	波多江 223 番地 1	
③	介護老人保健施設 ふくせい	高田四丁目 24 番 1 号	
④	介護老人保健施設 まえばる老健センター	志登 567 番地 1	
⑤	認知症対応型共同生活介護 居宅サービスセンター グループホーム いこい	浦志二丁目 21 番 2 号	
⑥	認知症対応型共同生活介護 グループホーム めぐみ	志登 567 番地	
⑦	軽費老人ホーム ケアハウス 瑞梅苑	池田 382 番地 1	

※総人口、高齢者人口（率）、認定者数は平成 26 年 9 月末 ※事業所情報（平成 27 年 1 月末時点）

前原



糸島市前原
 地域包括支援センター
 【前原南・長糸・雷山校区担当】
 住所：高上 171
 特別養護老人ホーム
 マイネスハウス内

圏域構成	小学校区	総人口	高齢者数	高齢化率
	前原南	8,805 人	2,172 人	24.7%
	長糸	2,065 人	655 人	31.7%
	雷山	3,808 人	1,014 人	26.6%
	合計	14,678 人	3,841 人	26.2%

圏域内の主な居住施設		
サービス区分	事業所	住所
①	介護老人福祉施設 特別養護老人ホーム 富の里	富 508 番地 4
②	介護老人福祉施設 特別養護老人ホーム マイネスハウス	高上 171 番地
③	介護療養型医療施設 原田病院	有田 912 番地 4
④	認知症対応型共同生活介護 グループホーム 富の里	富 508 番地 4
⑤	認知症対応型共同生活介護 認知症高齢者グループホーム マイネスハウス	高上 171 番地
⑥	地域密着型特定施設 入居者生活介護 有限会社 あしたば	有田中央二丁目 6 番 27 号
⑦	高齢者生活支援ハウス 生活支援ハウス 富の里	富 508 番地 4

※総人口、高齢者人口（率）、認定者数は平成 26 年 9 月末 ※事業所情報（平成 27 年 1 月末時点）

前原西

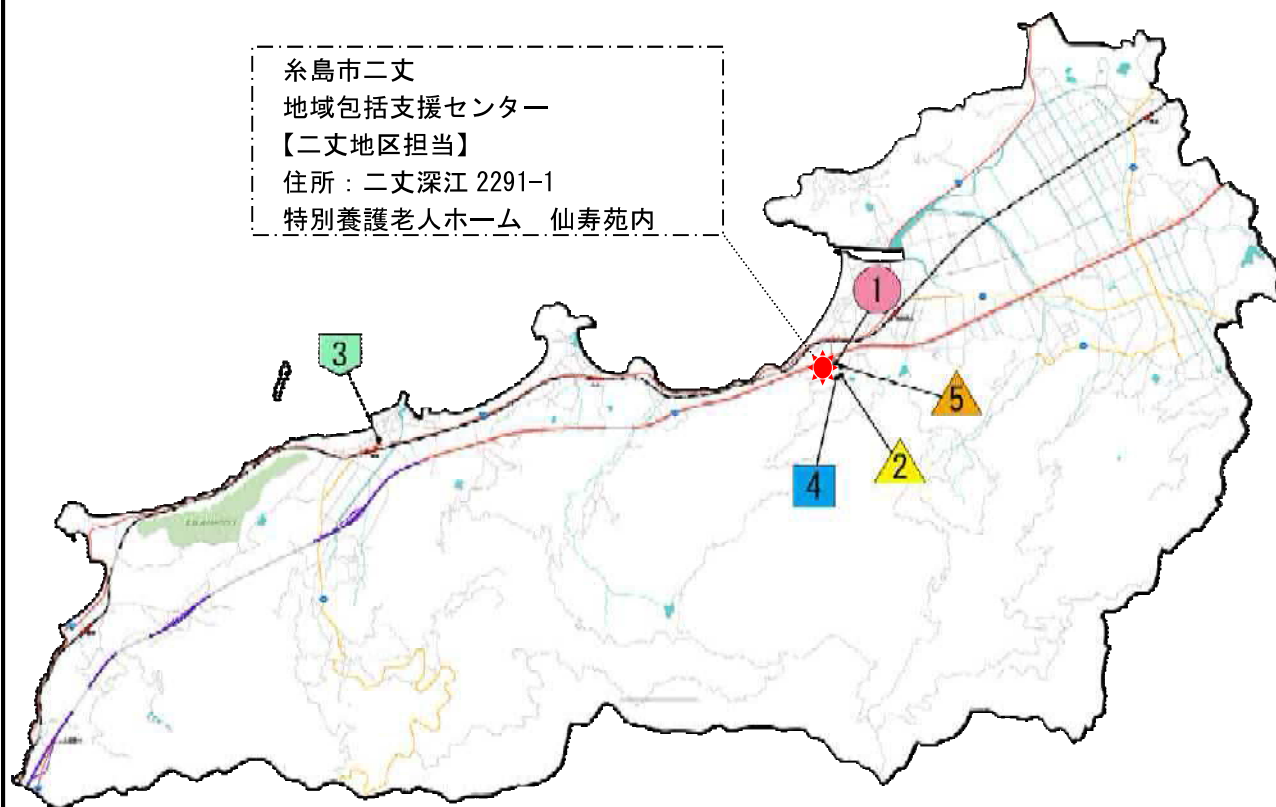


圏域構成	小学校区	総人口	高齢者数	高齢化率
	前原	11,182 人	2,395 人	21.4%
	南風	8,887 人	1,382 人	15.6%
	加布里	7,337 人	2,171 人	29.6%
	合計	27,406 人	5,948 人	21.7%
圏域内の主な居住施設				
サービス区分	事業所	住 所		
1	介護老人保健施設 すみれ	神在 1378 番地 3		
2	特定施設入居者生活介護 ケア・ラポート南風台	南風台七丁目 1 番 7 号		
3	地域密着型介護老人福祉施設 入所者生活介護 特別養護老人ホーム みなかぜ	南風台七丁目 1 番 10 号		
4	養護老人ホーム 篠原の里	篠原西二丁目 13 番 13 号		

※総人口、高齢者人口（率）、認定者数は平成 26 年 9 月末 ※事業所情報（平成 27 年 1 月末時点）

二丈

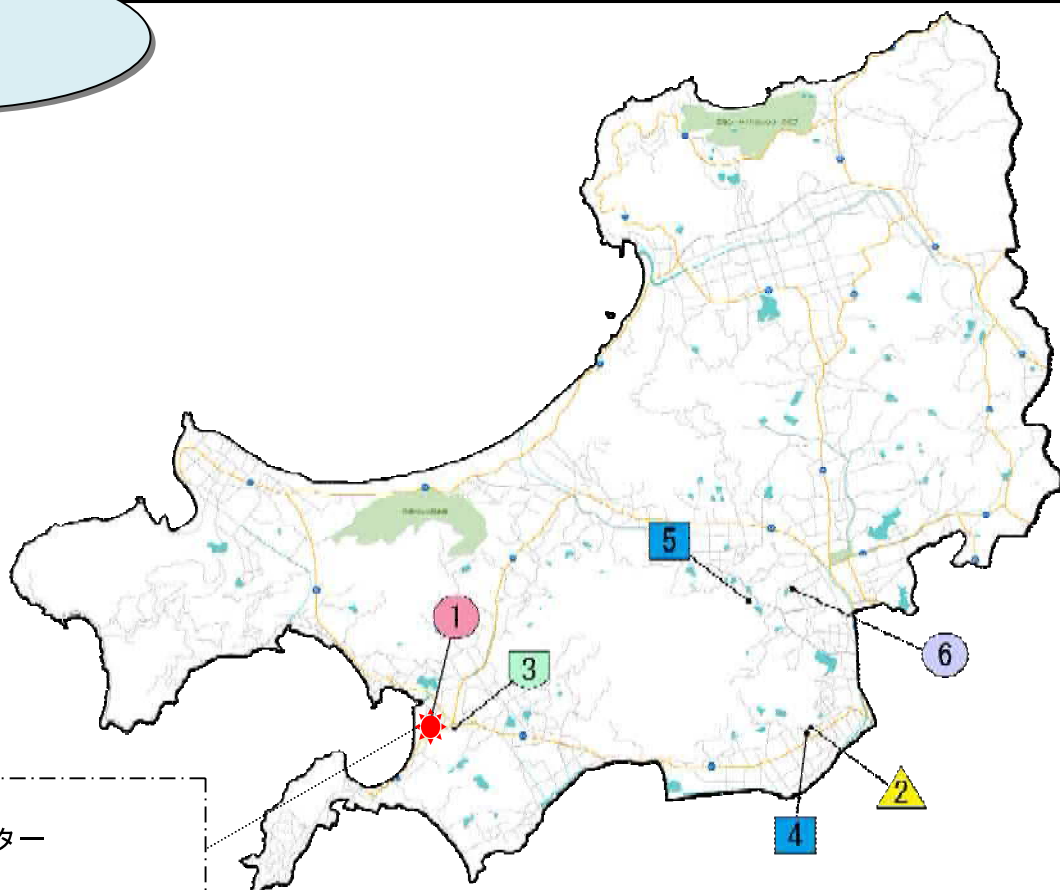
糸島市二丈
 地域包括支援センター
 【二丈地区担当】
 住所：二丈深江 2291-1
 特別養護老人ホーム 仙寿苑内



圏域構成	小学校区	総人口	高齢者数	高齢化率
	深江	5,270 人	1,561 人	29.6%
	福吉	4,056 人	1,367 人	33.7%
	一貴山	3,498 人	1,084 人	31.0%
	合計	12,824 人	4,012 人	31.3%
圏域内の主な居住施設				
サービス区分	事業所		住所	
①	介護老人福祉施設	特別養護老人ホーム 仙寿苑	二丈深江 2291 番地 1	
②	介護老人保健施設	ふる里	二丈深江 2359 番地 2	
③	介護療養型医療施設	福吉病院	二丈吉井 4025 番地 1	
④	認知症対応型共同生活介護	グループホーム ふる里	二丈深江 2359 番地 2	
⑤	地域密着型介護老人福祉施設 入所者生活介護	特別養護老人ホーム はまぼう	二丈深江 2291 番地 1	

※総人口、高齢者人口（率）、認定者数は平成 26 年 9 月末 ※事業所情報（平成 27 年 1 月末時点）

志摩



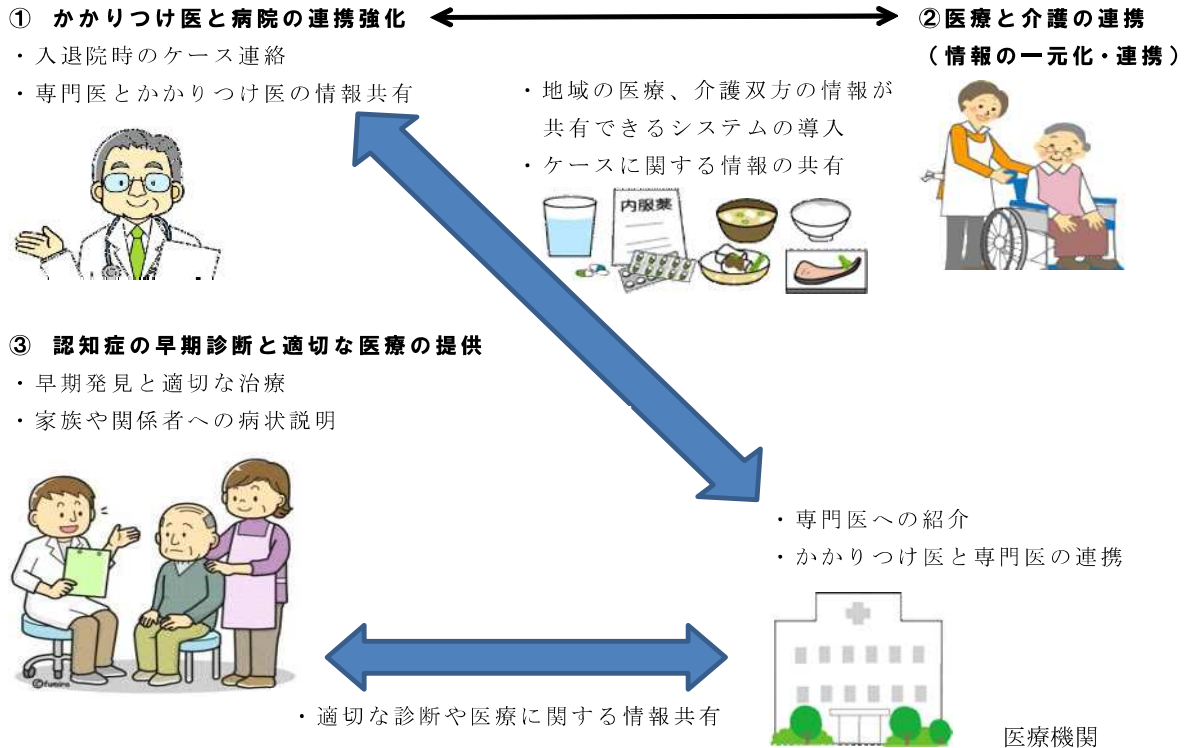
糸島市志摩
 地域包括支援センター
 【志摩地区担当】
 住所：志摩久家 2527-2
 特別養護老人ホーム 志摩園内

圏域構成	小学校区	総人口	高齢者数	高齢化率
	桜野	2,659 人	824 人	31.0%
	可也	8,922 人	2,304 人	25.8%
	引津	5,494 人	1,834 人	33.4%
	合計	17,075 人	4,962 人	29.1%
圏域内の主な居住施設				
サービス区分		事業所	住所	
①	介護老人福祉施設	特別養護老人ホーム 志摩園	志摩久家 2527 番地 2	
②	介護老人保健施設	志摩老健センター・パキス	志摩小富士 257 番地	
③	介護療養型医療施設	小富士病院	志摩久家 2400 番地	
④	認知症対応型共同生活介護	グループホーム・あかり	志摩小富士 258 番地	
⑤	認知症対応型共同生活介護	グループホーム 可也 桜の里	志摩師吉 901 番地 3	
⑥	軽費老人ホーム	師吉荘	志摩師吉 739 番地 1	

※総人口、高齢者人口（率）、認定者数は平成 26 年 9 月末 ※事業所情報（平成 27 年 1 月末時点）

■ 地域包括ケアシステムの体系（5つのサービス）

【医療】



	取り組み	本人・家族のメリット	総合的なメリット
医療	①かかりつけ医と病院の連携強化	<ul style="list-style-type: none"> ・入退院時のかかりつけ医と病院主治医の連携の円滑化 ・退院後の緊急時の対応について、不安が軽減 ・適切かつ継続的な医療の提供により、在宅生活を継続 	<ul style="list-style-type: none"> ・高齢者が安心して在宅医療を選択可能 ・在宅医療の質の向上を図ることが可能
	②医療と介護の連携（情報の一元化・連携）	<ul style="list-style-type: none"> ・医療従事者と介護事業者スタッフが情報を共有することで、適切な介護を受けることが可能 ・在宅介護に関する高齢者本人、家族の不安が軽減 	<ul style="list-style-type: none"> ・在宅医療と介護双方の質の向上
	③認知症の早期診断と適切な医療の提供	<ul style="list-style-type: none"> ・早期発見と適切な医療を受けることが可能 ・家族等が治療や今後の経過について理解し、介護が可能 	<ul style="list-style-type: none"> ・認知症の正しい理解 ・高齢者虐待等の未然防止

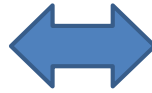
【介 護】

① 24時間対応の在宅サービスなどの介護基盤整備

・24時間安心できる在宅生活



連携

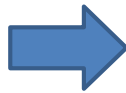


・重度要介護者等の在宅生活支援
・体調急変時等の医師等との連携
・家族介護の負担軽減

② 自立支援型サービスの推進

・能力の維持向上

・自立した在宅生活



・本人能力の維持、向上
・要介護状態の悪化防止

③ 介護サービスの質の向上と適正化の推進

・在宅生活の質の向上



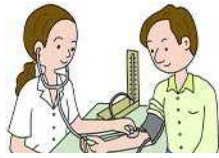
・本人状況に則した介護サービスの提供
・安全で満足できる介護サービスの提供

	取り組み	本人・家族のメリット	総合的なメリット
介 護	①24時間対応の在宅サービスなどの介護基盤整備	<ul style="list-style-type: none"> ・家族介護の負担軽減 ・重度要介護者等の在宅生活支援 ・体調急変時等の医師との連携 	<ul style="list-style-type: none"> ・24時間安心できる在宅生活
	②自立支援型サービスの推進	<ul style="list-style-type: none"> ・本人能力の維持・向上 ・要介護状態の悪化防止 ・家族介護の負担軽減 	<ul style="list-style-type: none"> ・自立した在宅生活の維持・継続
	③介護サービスの質の向上と適正化の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・本人状況に則した介護サービスの提供 ・安全で満足できる介護サービスの提供 	<ul style="list-style-type: none"> ・在宅生活の質の向上

【介護予防】

① 生活習慣病の予防

- ・健康の維持管理
- ・健康診査受診率の向上



- ・健康の増進



- ・高齢者が健康を維持することを図る



- ・健康の維持管理、増進
- ・病気の早期発見、予防

② サロン事業等の地域資源の整備、活用等の推進



- ・身近な地域

- ・生きがいがづくり
- ・交流と仲間づくり
- ・介護予防

- ・住民自身の積極的な参加と地域の支え合い体制づくりを推進する



- ・身近な地域での生きがいがづくりと介護予防
- ・地域との交流と仲間づくり

③ 介護予防事業の充実・強化

- ・介護予防に関する普及・啓発



- ・個人に則した介護予防



- ・機能の維持、向上



- ・高齢者が在宅で生活できる期間を延ばす



- ・身体機能の維持、向上
- ・閉じこもり、認知症の予防
- ・介護予防ケアマネジメント

	取り組み	本人・家族のメリット	総合的なメリット
介護予防	① 生活習慣病の予防	<ul style="list-style-type: none"> ・健康の維持管理・増進 ・健診受診により病気の早期発見・治療が可能 	<ul style="list-style-type: none"> ・健康寿命の延伸 ・生活習慣病等の予防
	② サロン事業等の地域資源の整備・活用等の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・身近な地域での生きがいがづくりと介護予防の取り組みが可能 ・地域との交流と仲間づくり 	<ul style="list-style-type: none"> ・身近な地域での交流・生きがい、仲間づくり ・地域で高齢者を支える介護予防
	③ 介護予防事業の充実・強化	<ul style="list-style-type: none"> ・早期に高齢者個々の状況に応じた予防事業に参加 ・保健師や理学療法士、管理栄養士等の専門職の支援を受けることが可能 	<ul style="list-style-type: none"> ・地域や個人に則した健康づくり ・介護予防事業の普及

【見守り・生活支援】

① 地域（校区社協・行政区）内の関係者・団体等の連携強化

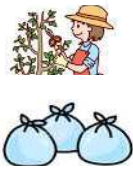
- ・地域内連携による見守り
- ・隣近所のつながりの強化
- ・地域で支援し合う在宅生活



- ・地域、行政、関係機関、事業所などが一体となった社会資源の充実とその仕組みの構築

- ・見守り活動の地域内の連携強化
 - ・地域包括支援センターと地域の連携
(公的機関への速やかな情報提供)
 - ・地域支援による安心な在宅生活の実現
- ※地域支援とは、日常生活に必要なサポートなど、地域で行う助け合いの取り組み

② 見守り協力事業所の拡大と社会資源の拡充



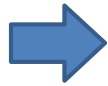
- ・生活支援の充実、支援の仕組みの構築

- ・安否確認等の支援による孤立死の防止
 - ・権利擁護と虐待の早期発見・防止
 - ・高齢者を支援する社会資源の発掘・創出
- ※社会資源とは、行政だけではなく地域や事業所、個人などが行う生活支援の取り組み

③ シニアクラブ等の見守りネットワーク



見守り



社会参加、生きがい、
つながり



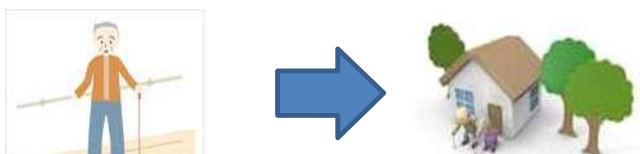
- ・高齢者の社会参加と生きがいづくり
- ・高齢者同士の新たなつながりの構築

	取り組み	本人・家族のメリット	総合的なメリット
見守り・生活支援	① 地域（校区社協・行政区）内の関係者・団体等の連携強化	<ul style="list-style-type: none"> ・見守り活動の地域内の連携強化 ・地域包括支援センターと地域の連携 (公的機関への速やかな情報提供) ・地域支援による安心な在宅生活の実現 <p>※地域支援とは、日常生活に必要なサポートなど、地域で行う助け合いの取り組み</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・地域住民が参画した地域づくり ・住民と地域、社会福祉協議会、行政のネットワーク構築 ・地域による地域課題の把握と解決のための支援活動の充実
	② 見守り協力事業所の拡大と社会資源の拡充	<ul style="list-style-type: none"> ・安否確認等の支援による孤立死の防止 ・権利擁護と虐待の早期発見・防止 ・高齢者を支援する社会資源の発掘・創出 <p>※社会資源とは、行政はもちろん地域や事業所、個人などが行う生活支援の取り組み</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・市内の事業所も参加する見守り活動の充実 ・行政サービス以外の社会資源（地域支援）の発掘・充実と活用
	③ シニアクラブ等の見守りネットワーク構築	<ul style="list-style-type: none"> ・高齢者の社会参加と生きがいづくり ・高齢者同士の新たなつながり構築 	<ul style="list-style-type: none"> ・高齢者同士が支え合う仕組みの構築

【住まい】

① 住居等のバリアフリー化の推進（住宅改修支援）

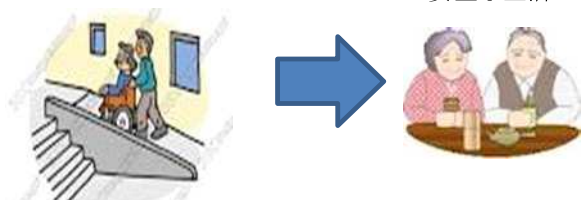
- ・住宅改修での安全な居住空間
- ・自宅での生活継続



- ・住み慣れた自宅での生活継続
- ・安全な居住空間での生活

② 公営住宅等のバリアフリー化の推進

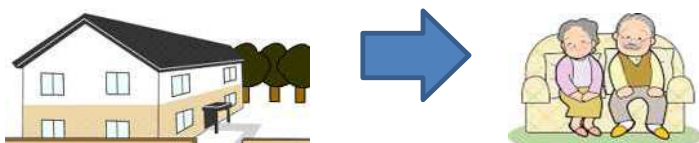
- ・バリアフリー化
- ・安全な生活の場の確保



- ・住み慣れた地域で生活できる公営住宅など安全な生活の場の確保

③ ケア付き高齢者住宅等との連携（高齢者住宅バンク等の整備）

- ・住み慣れた地域で新たな安全な住まい
- ・在宅生活の継続
- ・安全な暮らし



- ・住み慣れた地域での住まいの確保
- ・自宅生活と同様でかつ安全な暮らし
- ・夫婦等での在宅生活の継続

	取り組み	本人・家族のメリット	総合的なメリット
住まい	① 住居等のバリアフリー化の推進（住宅改修支援）	<ul style="list-style-type: none"> ・安全な居住空間での生活 ・住み慣れた自宅での生活継続 	<ul style="list-style-type: none"> ・住み慣れた自宅で安全な生活
	② 公営住宅等のバリアフリー化の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・住み慣れた地域で生活できる公営住宅など安全な生活の場の確保 	<ul style="list-style-type: none"> ・住み慣れた地域で安全な住まいの確保
	③ ケア付き高齢者住宅等との連携	<ul style="list-style-type: none"> ・住み慣れた地域での住まいの確保 ・自宅生活と同様でかつ安全な暮らし ・夫婦等での在宅生活の継続 	<ul style="list-style-type: none"> ・施設以外での新たな安全な住まいの確保

【全 体】

① 安全・安心で在宅生活が可能な医療・介護体制の構築

- ・医療、介護連携



・安心できる在宅療養生活



- ・施設、病院志向から在宅生活の継続
- ・施設、病院入所者等の増加の抑制や入院、入所日数等の減少など

・住み慣れた自宅や地域での在宅生活

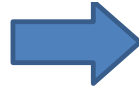


② 地域連携による支え合いのまちづくりの構築

- ・地域連携



見守り・生活支援



安全、安心のセーフティネット



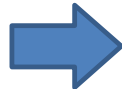
- ・社会参加と生きがい、仲間づくり



- ・市民が将来にわたり、安心して在宅での生活を続けられる、糸島スタイルのセーフティネット（市民、地域、事業所、関係団体、行政）の構築

③ 高齢者の自立を支援する体制の構築

- ・高齢者の自立を支援するサービスの提供



・健康寿命の延伸



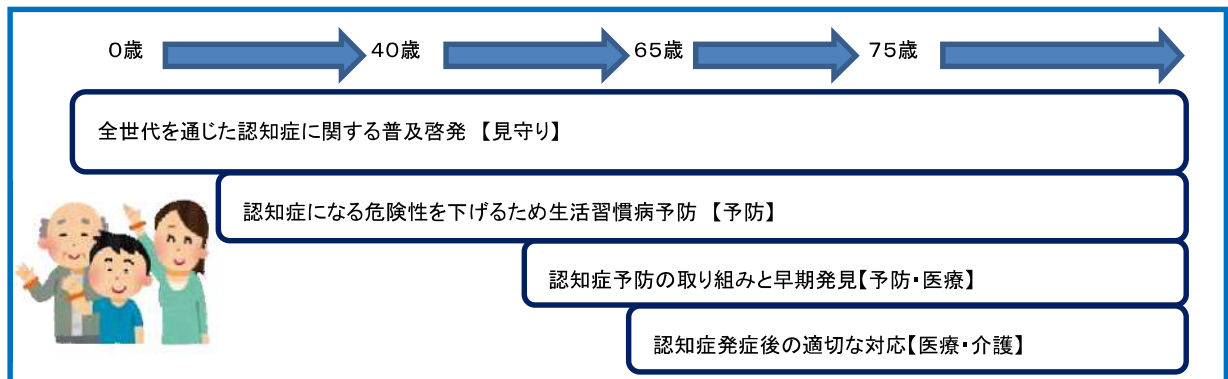
- ・介護、後期高齢者医療保険事業等の安定的運営

- ・医療、介護費の増加の抑制
- ・保険料負担の増加の抑制

④ 認知症対策の推進

- ・家族への支援
- ・地域全体での支え合い
- ・次に必要な支援への円滑な移行

【認知症対策のイメージ図】



	取り組み	個別の効果	総合的な効果
全 体	① 安全・安心で在宅生活できる医療・介護体制の構築	<ul style="list-style-type: none"> ・安心して継続できる在宅療養 ・24時間安心できる在宅生活 ・自立した在宅生活の維持継続 ・安全な居住空間での生活や事故等の未然防止 ・住み慣れた自宅や地域での在宅生活の継続 	<ul style="list-style-type: none"> ・施設・病院志向から在宅生活の継続 ・施設入所者や病院入院者数の増加抑制や入院・入所日数等の減少
	② 地域連携による支え合いのまちづくりの構築	<ul style="list-style-type: none"> ・地域住民の参画により、安心した在宅生活が続けられる地域づくり ・高齢者の在宅生活を支援する社会資源の発掘・創出 ・高齢者の社会参加と生きがいづくりと地域連携の構築 	<ul style="list-style-type: none"> ・市民が将来にわたり、安心して在宅での生活を続けられる、糸島スタイルのセーフティネット（市民、地域、事業所、関係団体、行政）の構築
	③ 高齢者の自立を支援する体制の構築	<ul style="list-style-type: none"> ・地域や個人に即した健康づくり・介護予防の指導 ・身近な地域で交流・生きがい・仲間づくりを行う介護予防 ・自らの健康は市民自らが守り、維持する体制の構築 ・医療、介護費の増加の抑制 	<ul style="list-style-type: none"> ・市民の介護保険料、後期高齢者医療保険料等の負担の減 ・高齢者が在宅生活を送ることができる期間を延ばすことが可能
	④ 認知症対策の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・医療、介護、介護予防、見守り・生活支援、住まいの5つケアの連携により、住み慣れた地域での生活継続 ・家族への心身両面への支援 	<ul style="list-style-type: none"> ・認知症高齢者が安心して在宅で生活することが可能 ・認知症高齢者を介護している家族の負担軽減

【関係機関の役割等】

会議	各分野	関係機関・団体	役割	各推進会議	
全体ケア会議 (糸島あんしん支え合いネットワーク運営会議)	医療	・医師会	<ul style="list-style-type: none"> ・かかりつけ医と病院の連携体制の構築 ・認知症の早期診断と適切な医療提供 ・医療と介護の連携 (情報の一元化と連携) 	<ul style="list-style-type: none"> ●あんしん医療推進会議 (主な目的) ・在宅医療・かかりつけ医の推進 ・認知症対策の推進 ・医療と介護の連携 ・医科・歯科・薬剤師の連携 ・ネットワーク各分野との連携 ・各事業の進捗確認、進管理 (会議メンバー) ・医師会 ・歯科医師会 ・薬剤師会 ・看護師 ・糸島保健福祉事務所 ・介護・高齢者支援課 ・健康づくり課(庶務) 	
		・歯科医師会	<ul style="list-style-type: none"> ・かかりつけ医とかかりつけ歯科医の連携体制構築 ・口腔ケアの普及推進 (連携強化、知識の普及) ・医療と介護の連携 (情報の一元化と連携) 		
		・薬剤師会	<ul style="list-style-type: none"> ・かかりつけ医と薬剤師の連携体制の構築 ・医療と介護の連携 (情報の一元化と連携) 		
		・糸島地域在宅医療支援センター (県保健福祉事務所所管)	<ul style="list-style-type: none"> ・在宅医療の相談・情報提供 ・市や関係者間の広域調整 		
		●事務局 ・健康づくり課	<ul style="list-style-type: none"> ・関係者間の調整 ・在宅医療推進事業の企画立案、実施、評価 ・ネットワーク各分野との連携企画立案・総合調整 		
	介護	<ul style="list-style-type: none"> ・老人福祉施設協会(4) ・老人保健施設(5) ・在宅サービスの各担当職 	<ul style="list-style-type: none"> ・医療と介護の連携(主治医・病院等との情報共有・連携) ・介護サービスの質の向上 ・24時間対応の在宅サービスなどの介護基盤整備の充実 		<ul style="list-style-type: none"> ●あんしん介護推進会議 (主な目的) ・医療と介護の連携 ・各在宅サービス担当の連携 ・24時間対応の在宅サービスの充実 ・自立支援型サービスの推進 ・介護サービスの質向上と適正化
		<ul style="list-style-type: none"> ・糸島小規模多機能ネットワーク (小規模多機能事業所：5) 	<ul style="list-style-type: none"> ・医療と介護の連携(主治医・病院等との情報共有・連携) ・24時間対応の在宅サービスなどの介護基盤整備の充実 		

会議	各分野	関係機関・団体	役割	各推進会議
全体ケア会議 (糸島あんしん支え合いネットワーク運営会議)	介護	・糸島地区介護 保険事業者連絡会	<ul style="list-style-type: none"> ・医療と介護の連携（主治医・病院等との情報共有・連携） ・24時間対応の在宅サービスなどの基盤整備の充実 ・介護サービスの質の向上 ・自立支援型サービスの推進 	<ul style="list-style-type: none"> ・各専門職の連携 ・ネットワーク各分野との連携 ・各事業の進捗確認、進行管理 (会議メンバー)
		・同連絡会各部 (居宅・訪問・通所・地域密着)	<ul style="list-style-type: none"> ・医療と介護の連携（主治医・病院等との情報共有・連携） ・24時間対応の在宅サービスなどの基盤整備の充実 ・介護サービスの質の向上 ・自立支援型サービスの推進 	<ul style="list-style-type: none"> ・老人福祉施設 ・老人保健施設 ・在宅サービスの各担当職 ・糸島小規模多機能ネットワーク
		●事務局 ・介護・高齢者支援課	<ul style="list-style-type: none"> ・医療と介護の連携（主治医・病院等とケアマネジャー・居宅・施設等の連携） ・24時間対応の在宅サービスなどの介護基盤整備の充実・連携強化 ・介護サービスの質の向上と適正化の推進 	<ul style="list-style-type: none"> ・糸島地区介護保険事業者連絡会 ・介護・高齢者支援課（庶務）
	見守り・生活支援	・校区社協、行政区	<ul style="list-style-type: none"> ・地域見守り体制の整備と全体調整 ・地域包括支援センターなど関係機関への情報提供 ・地域課題の把握とその解決のための地域づくり 	<ul style="list-style-type: none"> ●あんしん見守り推進会議 (主な目的) ・地域の見守り体制の整備と連携 ・見守り活動を通じた地域づくりの推進 ・関係団体の役割と連携体制の整備 ・見守り活動による関係機関（警察、消防、地域包括支援センター）との連携 ・社会資源（生活支援）の発掘・拡充
		・民生委員 ・福祉委員	<ul style="list-style-type: none"> ・見守り関係者等との連携（関係者との情報共有・連携） 	
		・シニアクラブ	<ul style="list-style-type: none"> ・地域と連携した高齢者相互の見守り活動 ・介護ボランティアとしての役割や介護予防としての生きがいづくり 	
		・認知症キャラバン・メイト連絡会	<ul style="list-style-type: none"> ・認知症についての正しい知識の普及(認知症サポーター養成講座) 	
		・高齢者等SOSシステム協議会	<ul style="list-style-type: none"> ・徘徊等のおそれがある高齢者等の登録の推進 ・徘徊が発生した場合の早期発見、保護等の支援 	

会議	各分野	関係機関・団体	役割	各推進会議
全体ケア会議 (糸島あんしん支え合いネットワーク運営会議)	見守り ・生活 支援	・介護ボランティア	・公的サービス以外の生活支援 (日常生活に必要なサポート) ・介護施設等へのボランティア 活動	(会議メンバー) ・行政区 ・民生、福祉委員 ・シニアクラブ ・介護ボランティア ・シルバー人材センター ・キャラバン・メイト ・見守り協力事業所 ・市社会福祉協議会 ・健康づくり課 ・介護・高齢者支援課 (庶務)
		・福祉ボランティア	・高齢者支援等での福祉施設支援 や外出支援などの活動	
		・市社会福祉協議会	・地域での見守り体制の構築や 生活支援活動などについての 相談・支援	
		●事務局 ・介護・高齢者支援課	・見守り・生活支援体制の構築 ・各団体の役割整備・支援 ・介護ボランティアの育成・ 確保	
	介護 予防	・ふれあい 生きいきサロン	・地域サロン等の充実・拡大による 地域高齢者等の参加促進 ・高齢者の積極的参加による 介護予防事業の推進 ・サロン事業での周知・啓発による 健康診査受診の予防医療の 推進	●あんしん介護予防 推進会議 (主な目的) ・介護予防・サロン 事業の整備・充実 ・健康診査受診の 推進 ・生活習慣病の予防 ・介護予防・サロンの ケアプラン位置付 け推進 ・自立支援型サービスの 推進 ・ネットワーク各分野 との連携 ・各事業の進捗確認、 進行管理
		・シニアクラブ	・シニアクラブ活動の充実・拡大 による地域高齢者等の参加促進 ・介護ボランティアとしての役割 構築と介護予防としての 生きがいつくりの推進 ・シニアクラブ事業での周知・啓 発による健康診査受診の予防 医療の推進	
・介護予防 ボランティア		・住民主体による支援 ・介護予防を中心にボランティ ア活動を行う ・ボランティア活動を通じて 生きがいつくりの推進		

会議	各分野	関係機関・団体	役割	各推進会議
全体ケア会議 (糸島あんしん支え合いネットワーク運営会議)	介護 予防	・地域包括 支援センター	・介護予防事業の推進、認知症対策の推進 ・自立支援型サービスの推進 ・地域資源等のメニュー作成(ケアプラン・予防プラン等への位置付け推進)	(会議メンバー) ・サロン関係者 ・シニアクラブ ・介護予防 ボランティア ・社会福祉協議会
		●事務局 ・健康づくり課	・介護予防・サロン事業の整備・充実 ・各種事業での周知・啓発による健康診査受診の推進 ・認知症対策の推進 ・口腔ケアの普及推進	・糸島地区介護保険事業者連絡会 ・地域包括 支援センター ・介護・高齢者支援課 ・健康づくり課(庶務)
	住まい	・住宅型有料老人 ホーム(7)	・要援護高齢者等の必要時の 住まいの確保・提供体制整備	●あんしん住まい 推進会議 (主な目的) ・高齢者等の住まい や居住場所の確保・提供体制整備 ・高齢者住宅バンクの 設立 ・住居等のバリアフリー化の推進 ・公営住宅のバリアフリー化の推進 ・ネットワーク各分野 との連携 ・各事業の進捗確認、 進行管理 (会議メンバー) ・住宅型有料老人ホーム ・特定施設、ケアハウス ・軽費老人・養護老人 ホーム ・グループホーム ・老人保健施設 ・老人福祉施設 ・介護・高齢者支援課 (庶務)
		・特定施設、ケアハウス・軽費老人 ・養護老人ホーム・高齢者生活支援ハウス (計4)	・要援護高齢者等の必要時の 住まいの確保・提供体制整備	
		・グループホーム(7)	・緊急時等の認知症高齢者等の 住まいの確保・提供体制整備	
		・老人保健施設(5)	・緊急時等の要援護高齢者等の 居住先の確保・提供体制整備	
		・老人福祉施設協会 (4)	・緊急時等の要援護高齢者等の 居住先の確保・提供体制整備	
	●事務局・介護・ 高齢者支援課	・高齢者等の住まいや居住場所の 確保、提供体制整備 ・高齢者住宅バンク設立 ・住居等のバリアフリー化の推進 ・公営住宅のバリアフリー化の 推進		

■ 介護保険サービス一覧

分類	サービス名	サービス名
居宅サービス	訪問介護	ホームヘルパー等が訪問し、食事・排泄などの身体介護や、掃除・洗濯などの生活援助を行う。
	訪問入浴介護	ホームヘルパー等が、移動入浴車等で訪問し、入浴の介助を行う。
	訪問看護	看護師等が訪問し、病状の観察や療養上の世話などを行う。
	訪問リハビリテーション	リハビリの専門職が訪問し、リハビリテーションを行う。
	居宅療養管理指導	医師、歯科医師、薬剤師等が訪問し、療養上の管理及び指導を行う。
	通所介護（デイサービス）	デイサービスセンター等の施設に通い、入浴・排泄・食事など介護、機能訓練などを受ける。
	通所リハビリテーション（デイケア）	介護老人保健施設や医療機関等の施設に通い、必要なりハビリテーションなどを受ける。
	短期入所生活介護（ショートステイ）	介護老人福祉施設等に短期間入所し、入浴・排泄・食事など介護や機能訓練などを受ける。
	短期入所療養介護（医療型ショートステイ）	介護老人保健施設等に短期間入所し、看護や介護、機能訓練などを受ける。
	特定施設入居者生活介護	介護付き有料老人ホーム等（地域密着型以外）に入居して、介護や機能訓練、日常生活上の世話や療養上の世話などを受ける。
	福祉用具貸与	車いすや介護ベッド等の日常生活の自立を助ける、または機能訓練のための用具をレンタルする。
特定福祉用具販売	福祉用具について、入浴または排泄に利用する用具を購入した場合に、購入費用の一部について給付する。	
分類	サービス名	サービス内容
地域密着型サービス	定期巡回・随時対応型 訪問介護看護	定期巡回や24時間365日対応窓口への連絡により、ホームヘルパーや看護師等が訪問し、介護や看護を行う。
	認知症対応型通所介護	認知症高齢者が、デイサービスセンター等の施設に通い、入浴・排泄・食事など介護、機能訓練などを受ける。
	小規模多機能型居宅介護	小規模な住居型の施設で、通いを中心に訪問や泊りを組み合わせて、入浴・排泄・食事など介護、機能訓練などを受ける。
	認知症対応型共同生活介護（グループホーム）	認知症高齢者が共同生活を営みながら、入浴・排泄・食事など介護、機能訓練などを受ける。

分類	サービス名	サービス内容
地域密着型サービス	地域密着型特定施設入居者生活介護	介護付き有料老人ホーム等（介護専用型で入居定員29人以下）に入居して、介護や機能訓練、日常生活上の世話や療養上の世話などを受ける。
	地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	特別養護老人ホーム（定員29人以下）に入所して、入浴・排泄・食事など介護、機能訓練などを受ける
施設サービス	介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）	介護老人福祉施設（地域密着型以外）に入所して、介護や機能訓練、日常生活上の世話や療養上の世話などを受ける。
	介護老人保健施設	介護老人保健施設に入所して、機能訓練などの必要な医療、看護、医学的管理下での介護、日常生活上の世話などを受ける。
	介護療養型医療施設	介護療養型医療施設に入所して、療養上の管理、看護、医学的管理下での介護、機能訓練などの必要な医療などを受ける。
	住宅改修	手すりの取付けや段差解消等、生活環境を整えるために住宅の小規模な改修を行った場合に、改修費用の一部について給付する。
	居宅介護支援	サービス利用者が適切なサービスの利用が出来るよう、利用者の状態等に合わせた利用計画を作成し、サービス事業者との連絡調整等を行う。

その他の保険給付等

給付費名等	サービス内容
特定入所者介護サービス費	一定以下の所得の者が施設サービスを利用した場合に、その食事・居住費について、自己負担軽減のため保険給付する。
高額介護サービス費	介護サービス利用にかかる自己負担額の世帯合計が高額となった場合に、所得区分に応じた上限額を超えた分について保険給付する。
高額医療合算介護サービス費	医療保険と介護保険の両方のサービス利用にかかる自己負担額について、世帯の1年間の合計が著しく高額になった場合に、所得区分に応じた上限額を超えた分について保険給付する。
審査支払手数料	事業所からのサービスにかかる費用の請求にかかる審査・支払を国民健康保険団体連合会に委託する際の手数料。

■ 用語解説(五十音順)

あ 行	
アセスメント	ケアプランの作成に当たって、利用者について、その有する能力、既に提供を受けているサービス等、その置かれている環境等の評価を通じて、利用者が現に抱える問題点を明らかにし、利用者が自立した日常生活を営むことができるよう支援する上で、解決すべき課題を把握すること。
生きがい健康づくりデイサービス事業	高齢などにより心身の機能が低下している方（介護保険制度の要支援、要介護の該当者は除く）、ひとり暮らしの方、昼間ひとり暮らしの方等に対して、その機能回復を図り、要支援・要介護状態になることを予防し、健康で生きがいのある日常生活の自立を図ることを目的とした事業。
一次予防事業	高齢者が要支援・要介護状態になることを予防することを目的とした介護予防事業の1つ。全ての高齢者を対象として、介護予防に関する知識の普及・啓発や地域における自主的な介護予防に資する活動の育成・支援を行う。
いとしま健康大学	市が実施する健康に関する各種講座を受講し、自分の健康を自分で管理する方法を身に付けていこうとする取り組み。
か 行	
介護給付	要介護状態（要介護1～5）にある被保険者への保険給付。予防給付とは異なり、施設サービスが受けられる。
介護サービス 介護予防サービス	介護サービスとは、広義では介護保険サービス全般を指し、狭義では要介護1～5の認定者向けのサービスを指す。また、介護予防サービスとは、要支援1～2の認定者向けのサービスを指す。
介護支援専門員 （ケアマネジャー）	要介護者などの身体的状況などに応じて、ケアプランを作成するとともに、サービス事業者などとの調整や、プラン作成後のサービス利用状況などの管理を行う人。
介護認定審査会	要介護認定の審査判定を行うために設置される市町村の附属機関。保健・医療・福祉の専門家により構成され、認定調査の結果や主治医意見書等を資料に、介護の要否やその程度及びその有効期間について審査及び判定を行う。また判定に際して、サービス提供上の留意事項等の意見を付すことができる。
介護予防事業 （一次予防事業） （二次予防事業）	一次予防事業は、全ての65歳以上の高齢者を対象とし、介護予防に関する知識の普及・啓発や、地域における自主的な介護予防活動を育成・支援する事業。 二次予防事業は、要介護・要支援となるおそれのある65歳以上の高齢者を対象とし、通所または訪問により、要介護状態等となることの予防・状態の悪化の防止を目的とした事業。

か 行	
介護療養型医療施設	<p>介護保険三施設の1つ。医療法に基づき、病状が安定期にある要介護者に対し、医学的管理のもとに介護その他の世話や必要な医療を行う施設。介護保険法に基づく指定を受けることによって「指定介護療養型医療施設」となることで、介護保険による施設サービスの対象となる。介護療養型老人保健施設（介護老人保健施設の類型の1つ）への移行を進めることで、療養病床の縮小が打ち出され、廃止の検討が行われています。</p>
介護老人福祉施設	<p>介護保険三施設の1つ。特別養護老人ホーム（一般的に特養と略称される）であって、入所する要介護者に対し、入浴、排泄、食事等の介護、その他の日常生活上の世話、機能訓練、健康管理および療養上の世話を行う施設。</p> <p>老人福祉法に基づく施設である特別養護老人ホームが、介護保険法に基づく指定を受けることによって「指定介護老人福祉施設」となることで、介護保険による施設サービスの対象となる。</p> <p>身体上・精神上著しい障がいがあるため常時介護を必要とし、在宅介護が困難な要介護者となっているが、平成27年度より新規入所対象者は、要介護3以上の中重度認定者に限定される。</p>
介護老人保健施設	<p>介護保険三施設の1つ。居宅における生活への復帰を念頭に、入浴、排泄、食事等の介護、相談及び援助、リハビリや医療等を通して機能訓練、健康管理等を行う施設。一般的に老健と略称される。</p> <p>入所対象者は、病状安定期にあり、入院治療をする必要はないが、リハビリテーションや看護・介護を必要とする要介護者。</p>
基本チェックリスト	<p>二次予防事業対象者を把握するための生活機能評価において用いられる調査票。介護の原因となりやすい生活機能低下の危険性がないかどうかという視点で、運動、口腔、栄養、物忘れ、うつ症状、閉じこもり等の全25項目について、「はい/いいえ」で回答する。</p>
居宅介護支援事業者	<p>介護認定に必要な訪問調査や、介護サービスの計画の作成などを行う事業者。ケアマネジャーを配置し、サービスを受けようとする人が適切なサービスを利用できるよう、各種相談、認定申請の代行、サービス提供機関との連絡調整を行う。</p>
居住系サービス	<p>認知症対応型共同生活介護や特定施設入居者生活介護のサービスを指す。「介護を受けながら住み続けられる住まい」として位置づけられており、その施設整備については、施設サービスと同様に介護保険事業計画に基づいて行われる。</p>
居宅	<p>介護保険法上の法律用語。自宅に限らず広く住まいとする場所のことを指す。ただし、「自宅」「在宅」「居宅」「居住系」といった用語の定義は、介護保険法上で明確に区分されていない。</p>
居宅サービス	<p>デイサービスやデイケア、ショートステイなど、居宅を起点として利用する介護サービスの総称。在宅サービスと表現した場合は、広義で地域密着型サービスを含む。</p>

か 行	
ケアプラン (介護サービス計画)	<p>利用者が介護サービス等を適切に利用できるよう、また、その利用が利用者本人の自立した日常生活に資するよう、利用するサービスの種類や回数などを定めた計画のこと。ケアマネジャーによるケアマネジメントのもと作成される。</p> <p>在宅の場合は「居宅サービス計画」または「介護予防サービス計画」、施設の場合は「施設サービス計画」という。</p>
ケアマネジメント	<p>主に介護等の福祉分野で、サービスとそれを必要とする人のニーズをつなぐ手法のこと。</p> <p>具体的には、①インテーク（受理面接）→②アセスメント（生活課題の分析）→③プランニング（計画の立案）→④サービスの実施→⑤モニタリング（進行中における中途評価）→⑥エヴァリュエーション（最終的な評価）→⑥の結果をフィードバックすることで、再度上述の②からのプロセスを経るといった一連の行為を指す。</p>
健康福祉センター	<p>在宅福祉サービスの提供をはじめ、市民の健康づくり、ボランティア活動の育成など、総合的な保健福祉施策の推進を図るために作られた施設。</p>
高額医療合算介護サービス費	<p>1年間に医療保険と介護保険の両方のサービスを利用した世帯の自己負担額の合計が、医療・介護合算の自己負担限度額（年間）を超えた場合に支給される費用のこと。</p>
高齢者虐待	<p>家庭内や施設内での高齢者に対する虐待行為のこと。老人虐待とも称される。高齢者の基本的人権を侵害・蹂躪し心や身体に深い傷を負わせるもので、身体的虐待（身体的拘束を含む）、性的虐待、心理的虐待、介護や世話の放棄（自虐を含む）、経済的虐待といった種類がある。</p>
コーホート変化率法	<p>コーホートとは共通した因子を持つ観察対象となる集団のことで、人口学においては同年（または同期間）に出生した集団を意味する。コーホートを分析し、時系列の変化を軸に人口の変化を捉え、そこから得られる性別・年齢別生存率、性別・年齢別移動率などを用いて、将来の人口予測を計算する方法をコーホート変化率法という。</p>
さ 行	
サービス付 高齢者向け住宅	<p>「高齢者住まい法」の改正により創設された介護・医療と連携し、高齢者の安心を支えるサービスを提供するバリアフリー構造の住宅。サービス内容は、安否確認サービスや生活相談サービスが主となっており、介護と医療が提供される場合もある。ケアの専門家（医師・看護師・介護福祉士・ケアマネジャー等）が少なくとも日中建物に常駐し、サービスの提供を行う。</p>
サロン活動	<p>公民館等を拠点に住民である当事者とボランティアが協働で内容を企画し、家族がいても昼夜一人きりで、会話をする相手もなく閉じこもりがちに暮らしている高齢者などが、気軽に出かけて仲間づくりをしたり、一緒にレクリエーションや簡単な体操などを行うことで、いきいきと生きがいをもって地域で元気に暮らせることを目指し、共に運営していく楽しい仲間づくりの活動。</p>
参酌標準	<p>介護サービス利用量を見込むために、国が提示した整備量の基準のこと。</p>

さ 行	
施設サービス	介護老人福祉施設・介護老人保健施設・介護療養型医療施設のいわゆる介護保険三施設に入所して受けるサービスの総称。要介護1～5の認定者が利用できる。また、その施設整備は介護保険事業計画に基づいて行われる。
社会福祉協議会	社会福祉法に基づき設置される、民間の社会福祉活動を推進することを目的とした民間組織。 都道府県や政令指定都市、市区町村を単位に設置されており、住民の多様な福祉ニーズに応えるため、地域の特性を踏まえて、地域のボランティアと協力しながら独自の事業に取り組んでいる。
社会福祉士	社会福祉士及び介護福祉士法に基づく国家資格。身体上若しくは精神上の障がいがあるなどの理由により、日常生活を営むのに支障がある者の福祉に関する相談に応じ、助言や指導、福祉サービス提供者や医師などの関係者と連絡調整等の援助を行う。英語名はソーシャルワーカー。
住民基本台帳	市町村において、住民の居住関係の公証(住民票の写しの交付など)、選挙人名簿の登録、その他の住民に関する事務処理の基礎となる台帳。 (1)氏名、(2)出生年月日、(3)性別、(4)続柄、(5)転入年月日などが記載されている。
主任ケアマネジャー (主任介護支援専門員)	ケアマネジャーの上位資格。介護保険サービスや他の保健・医療サービスを提供する者との連絡調整、他のケアマネジャーに対する助言・指導などを行う。
審査支払手数料	介護保険の保険者である市町村が事業を円滑に効率的に行うため、介護保険サービスにかかる費用の請求に対する審査・支払を国民健康保険団体連合会に委託し、審査・支払に要する手数料を支払うもの。
生活習慣病	食習慣、運動習慣、休養、喫煙、飲酒等の生活習慣が発症原因に深く関与していると考えられている疾患の総称。主なものとして、がん、脳血管疾患、心臓病があり、日本人の3大死因となっている。 また、これらの疾患になるリスクを上げる肥満も生活習慣病のひとつともされ、肥満に関連して起きる症候群をメタボリックシンドロームと呼ぶ。
成年後見制度	判断能力の不十分な成年者(認知症高齢者・知的障がい者・精神障がい者等)を保護するための制度で、家庭裁判所の判断によって、本人に代わって契約の締結等を行う代理人等、本人を援助する者を選任する。本人が誤った判断に基づいて契約を提携した場合に、それを取り消すことが出来るようにするなど、本人を保護するための制度。
た 行	
第1号被保険者 第2号被保険者	介護保険制度は、原則として保険者(市区町村又は広域連合)の区域内に住所を有する満40歳以上の者を当該保険者の被保険者とする。そのうち65歳以上を第1号被保険者といい、40歳以上65歳未満の医療保険加入者を第2号被保険者という。 介護保険サービスを利用するには、要支援・要介護認定を受ける必要があるが、第2号被保険者の場合は、加齢に伴う特定の疾病(政令で定める16種類)によって介護が必要になった場合に限られる。

た 行	
団塊の世代	1947年（昭和22年）から1949年（昭和24年）の3年間に生まれた世代を指す。厚生労働省の統計では出生ベースで約800万人といわれている。
地域支援事業	被保険者が要介護・要支援状態となった場合においても、可能な限り、地域において自立した日常生活を営むことができるよう支援するために市町村が行う事業。
地域包括ケア 地域包括ケアシステム	地域住民に対し、介護、介護予防、医療、生活支援サービス及び住まいを、関係者が連携して、地域住民のニーズに応じて、一体的、体系的に提供する仕組みのこと。
地域包括支援センター	介護保険法に基づく、地域住民の保健・福祉・医療の向上、虐待防止、介護予防マネジメントなどを総合的に行う機関。各市区町村に設置され、地域包括ケアシステムの中核機関でもある。
地域密着型サービス	高齢者が介護が必要な状態になっても、可能な限り住み慣れた地域の中で馴染みの人間関係などを維持しながら生活できるよう、地域の特性に応じた柔軟なサービスを提供するための仕組み。原則として保険者の区域内の住民のみが利用できる。
出前講座	自ら住みやすいまちづくりを行うために、地域の事業や施策等の情報を提供することにより、行政と市民が一体となってまちづくりを考えていき、地域住民の要望に応じて、職員等が直接伺い、情報の提供を行うもの。
特定入所者介護サービス費	介護保険施設を利用した場合などにかかる食費・居住費の負担を軽くするために支給される介護給付のこと。低所得の方の施設利用が困難とならないよう、所得額に応じた負担限度額により給付される。
な 行	
二次予防事業	高齢者が要支援・要介護状態になることを予防することを目的とした介護予防事業の1つ。「要介護認定には至らないが介護予防の観点から支援が必要な高齢者」に対する事業として、通所や訪問により、要介護状態等となることの予防、要介護状態の軽減や悪化の防止を目的とした事業を行う。生活機能評価やかかりつけ医等との連携などによって把握した対象者に対して、事業への参加勧奨が行われる。
認知症高齢者	脳梗塞や脳出血等を原因とする脳血管障害やアルツハイマー病による脳の委縮等により、生活に支障をきたすような認知機能障がい（いったん獲得された知能が持続的に低下すること）が見られる高齢者。
認知症サポーター	認知症に関する正しい知識と理解を持ち、地域や職域で認知症の人やその家族を支援する人のこと。各地域で実施されている「認知症サポーター養成講座」を受講する必要がある、受講者には認知症サポーターの証としてオレンジ色のリストバンドが渡される。
認知症サポート医	認知症患者の主治医（かかりつけ医）を対象として、対応力の向上を図るための研修の企画・立案、および、かかりつけ医の相談役・アドバイザーとして機能する医師。認知症サポート医は厚生労働省が推進している「認知症地域医療支援事業」の一環として、都道府県や政令指定都市ごとの医師会を単位として設置される。

な 行	
認知症地域支援推進員	認知症の人への効果的な支援のために医療機関や介護サービス、地域の支援機関をつなぐコーディネーターとしての役割を持つ人。
は 行	
バリアフリー	障壁となるものを取り除き、生活しやすくする事。一般的には歩行、住宅などの出入りを妨げる段差がなく、動きやすい環境のこと。
標準的居宅サービス	居宅サービスのうち、認知症対応型共同生活介護、特定施設入居者生活介護を除くサービスの総称。
福祉サービス	社会福祉法第2条に規定されている、第一種・第二種社会福祉事業のことで、子ども・障害者・高齢者などを対象としており、施設福祉サービス（特別養護老人ホーム、身体・知的・精神障害者更生施設、児童養護施設など）と在宅福祉サービス（ホームヘルプサービス、デイサービス、ショートステイなど）に分けられる。
ホームヘルパー （訪問介護員）	都道府県知事の指定する「訪問介護員養成研修」の課程を修了した者に与えられる認定。現在1級と2級があり、2級取得で訪問介護における身体介護・家事援助などの介護業務に従事できる。
ボランティア	人や社会のために行われる自発的で無償の活動。
ま 行	
民生委員・児童委員	担当区域のひとり暮らし高齢者等、支援を要する人々の生活状況を把握し、福祉担当所管その他行政機関の業務に協力することを職務としている人。都道府県知事の推薦により、厚生労働大臣が委嘱する。
や 行	
要介護高齢者	介護保険の要介護認定の有無に関わらず、支援や介護が必要な高齢者。
要介護状態 （要介護認定者）	要介護認定者とは、介護認定審査会における審査判定を経て、要介護状態にあると認定された者をいい、要介護状態とは、身体上又は精神上の障害があるために、日常生活における基本的な動作について、常時介護を要すると見込まれる状態をいう。 要介護状態には、要介護1から要介護5まで5つ区分が設けられており、その区分を要介護状態区分（要介護度もしくは介護度と通称される）という。
要支援状態 （要支援認定者）	要支援認定者とは、介護認定審査会における審査判定を経て、要支援状態にあると認定された者をいい、要支援状態とは、身体上もしくは精神上の障害があるために、日常生活における基本的な動作について常時介護を要する状態の軽減もしくは悪化の防止に支援を要する、または日常生活を営むのに支障があると見込まれる状態をいう。要支援状態には、要支援1と要支援2の2つの要支援状態区分が設けられている。
予防給付	要支援状態（要支援1・2）にある被保険者への保険給付。介護給付とは異なり、施設介護サービスは受けられない。

糸島市高齢者保健福祉計画・第6期介護保険事業計画

発行 福岡県糸島市

〒819-1192

福岡県糸島市前原西一丁目1番1号

TEL 092 (323) 1111

FAX 092 (321) 1139